

## 国連人権理事会第36回 議題4 理事会が目すべき状況-全体討議

IADLは理事会に対して、日本政府の福島原子力事故の被害者の人権擁護についての失策について、着目することを呼びかける。人権侵害は、とりわけ、健康に影響を与え得る事柄についての情報を共有し関与する権利を含め、達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利、健康な環境を享受する権利、居住権、避難者の権利に対して起きている。

2011年3月、福島第一原発での原子力事故は、大量の放射性物質を放出した。それは、広島原子爆弾投下時の168倍と推定されている。長寿命放射性核種による恒常的な汚染は、人々の健康に深刻なリスクを継続的にもたらすものである。地震、津波、原子力事故により、最大47万人が一時的に避難した。しかし、多くの居住者は国際的基準を超えて汚染された地域での避難勧告が画一的に解除されたこと、また、補償や住宅扶助が打ち切られたことにより、経済的な理由から、国際奨励基準よりも高濃度の放射線にさらされる危険のある地域への帰還を強いられている。女性、幼児、子ども、高齢者、及び障がいを抱えた人々はこの危機により不相応に影響を受けており、彼らはより多くの経済的・政治的不利益にさらされやすい状態にある。女性、幼児と子どもはまた、放射能による健康への影響をより受けやすい。

福島第一原発での事故より10年も前に、日本政府は国連社会権規約委員会から、民間の原子力事故に関して深刻な政策の欠如を指摘されていた。これには原子力発電所の安全に関する情報開示の欠如、適切な備えと原子力事故への早期対応の欠如も含まれていた。これらの問題が適切に対処されなかったのである。その結果、事故発生により多くの人々の人権侵害が生じたのである。

健康の権利に関する特別報告者であるアナンドグローバー氏は、2013年5月の人権理事会へのレポートにおいて、放射線量が国際的に許容されたレベルまで下げられた後にのみ帰還すること、長期的な除染目標を年間1mSVにすること、また、汚染された全地域の住民に十分な医療が提供されること、を勧告している。加えて彼は、政府に対して人権重視のアプローチをすること、そして、避難者が自分で帰還を選択できるように経済的に支援することも求めている。2014年には、国連人権理事会もまた、日本政府に対して「放射能レベルが居住者を危険にさらさない地域のみ、汚染地域の避難地域指定を解除すること」を勧告している。日本政府がこれらの勧告を実行していないことは明白であり、その結果、人権侵害を招いているのである。

我々は、すべての関連のある特別報告者と人権理事会に、日本政府がすみやかに福島の人権侵害について国際的な法的義務に従った対策を行い、また、すでに2015年2月に日本への訪問を要請している、有害物質及び廃棄物の管理と処分についての特別報告者であるバスケット・タンカクの招待を行うよう、要請することを望む<sup>1</sup>。

2017年9月19日

---

1 この声明はグリーンピース日本により提供された資料により作成した。

以下の資料を参照、Unequal Impact: <http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/Uequal-impact-en.pdf>; No Return to Normal: [http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/NRN\\_FINweb4.pdf](http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/NRN_FINweb4.pdf); Radiation Reloaded: <http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/GPJ-Fukushima-Radiation-Reloaded-Report.pdf>; Atomic Depths: [http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20160721\\_AtomicDepths\\_ENG.pdf](http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20160721_AtomicDepths_ENG.pdf); Greenpeace submission to the UPR of Japan: [http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/Greenpeace.Japan\\_UPR\\_Final.pdf](http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/Greenpeace.Japan_UPR_Final.pdf)

(翻訳: 長谷川弥生)